

2026年6月17～19日
第19回港湾労働セミナー(第二講座)

26 港湾春闘を振り返って

前進したこと・課題となったこと・次のステップへ

全国港湾書記長:玉田雅也

一緒に考えたいこと(主要なテーマ)

☆はじめに共有しておきたいこと

- ① 港湾春闘/産別春闘って何だ？
- ② 各組合(職場)の春闘との関係の整理
- ③ 全国港湾が求める続けていること(二者一二者協議/産別労使関係)

☆26春闘を振り返ってについて報告の要旨

- ① 26春闘方針案の検討段階から情勢は大きく変わった
- ② 26港湾春闘を振り返る(総括)に当たっての柱(視点)
 - (1) 情勢の激変に適切に対応できたか/どのような要求を掲げたか
 - (2) 春闘で獲得できたもの、課題と解決への視点
 - (3) 組織は強化されたか
- ③ まとめと問題提起

はじめに共有しておきたいこと ①

☆ 港湾春闘/産別春闘って何だ？

1) 「産別協定」を持っている労働組合

・中央港湾団交＝(協定第1条)労働組合法に基づくところの交渉権の行使である

＝(協定第5条)港湾で働くすべての港湾労働者に適用する

2) 労働条件を企業間競争の要件にしない(港湾労働市場の規制)

＝港湾産業のルールをつくる(働き方・労働時間・安全基準・港湾運営などなど)

3) 地区港湾の重要性＝産別協定を履行する力はここにある

4) 産別組織の原点＝港湾労働者の「要求で団結」、「統一行動」で前進していく

はじめに共有しておきたいこと ②

☆ 各組合(職場)の春闘との関係の整理

1) 産別構成

全港湾・日港労連・検数労連・検定労連・大港労組・全倉運・全日通の連合体/15地区港湾

2) 賃金など基本的な労働条件の最低限度は産別協定

産別協定第1条第1項＝中央団交は基本的な最低限度について交渉する

3) 賃金＝職場・単組(職種)で交渉/産別はこれを下支え・共同闘争

4) スト権＝単組要求と産別要求の二本立て/大会で年間スト権確立

5) 港湾春闘＝中央港湾団交・地区団交・単組(職場)団交

はじめに共有しておきたいこと ③

☆ 全国港湾が求め続けていること(綱領の要約)

体制的「合理化」に反対/港湾の民主的運営と「魅力ある港湾労働の確立」

安全作業、雇用の安定、生活保障/日本の平和、民主主義、国民生活を守る

(そのために)全国・地区における産業別統一闘争を前進させる

☆ 産別協議体制(労使関係/二者=二者協議体制) ☆ユーザーにモノ言う港運労使へ

ユーザー責任⇒港湾労働者の雇用への責任、労働安定のための責任をユーザー・行政に問い続けてきた

⇒港運に対する「優越的地位の乱用」は認めない

産業の構造上、元請責任は当然だが、船社・荷主の圧力に「港運労使がベクトルを同方向」に進むことが不可欠

事前協議制度=(産別協定第9条)雇用と職域を守る産別労使の知恵の典型

福利分担金=利用者4円+元請1円/t=全国の福利厚生事業(住宅・休憩所・食堂等)

港湾労働安定基金=港労法賦課金1.5円/t=派遣制度の運営など

=安定基金3.5円/t=研修センター・港湾労働者年金制度の運営等

=港湾労働運営基金1円/t=港湾労働者年金の原資

・ いわゆる独禁法問題について/産別協議体制⇒東京高裁も「不当労働行為」と判断⇒日港協上告

26春闘を控えて、情勢が激しく変わる

- ① 国際法も国連憲章も無視した**大国の武力による現状変更**
ロシアのウクライナ侵略が続く
米国のベネズエラ大統領の拉致・監禁
米国とイスラエルのイラン攻撃＝ホルムズ海峡の封鎖へ
- ② 高市政権の国会冒頭解散＝**自民党の圧勝 「立憲野党」が少数に**
高市発言「世界に平和をもたらすのはドナルド」/イラン攻撃に抗議せず
軍事費拡大・憲法改悪促進 「(高市発言)改憲の時は来た」
- ③ 物価高騰に拍車＝中東情勢の深刻化がインフレ・円安招く
- ④ 中小下請適正化法(取適法)施行⇒ガイドラインができる

26春闘を振り返る(総括)に当たっての柱/視点

- ① 情勢の激変に適切に対応できたか/どのような要求を掲げたか^か
 - 1) 物価高騰に「適正料金確保」「大幅賃上げ」を掲げ、ユーザ申し入れ強化
 - 2) 労働環境整備・福利施設の拡充へ「基金引上げ」を掲げた
 - 3) 一方的「合理化」反対、政府施策による港湾へのシワ寄せに抗う
 - 4) 憲法改悪反対 「港湾の兵站基地化」反対
 - 5) 背景資本に迫る運動「ユーザーは港湾労働に巨大な利益を還元せよ」
- ② 春闘で獲得できたもの、課題と解決への視点
 - 1) 26春闘協定の内容について
 - 2) 獲得できたもの、課題と今後の取り組み方向について
- ③ 組織は強化できたか/たたかう中で組織は強化される
 - 1) 戦術討議を巡って
 - 2) 産別の取り組みと単組の取り組みの一体的追求
 - 3) 一人一人の仲間に「26春闘が見えたか」「丁寧な運動ができたか」

情勢の激変に適切に対応できたか

☆ どのような要求を掲げたか ☆

- ① 物価高騰に「適正料金確保」「大幅賃上げ」を掲げ、ユーザ申し入れ強化
 - ☆ 15%(4万円以上)の統一要求
 - ☆ 産別制度賃金も同レベルの引上げを要求
 - ☆ ユーザー申し入れに「船社団体(船主協会・内航総連・外船協)」が応じる
 - ② 労働環境整備・福利施設の拡充へ「基金引上げ」を掲げた
 - ☆ 25春闘で設置を確認した「専門委員」を稼働させる
 - ☆ 基金の総額が半世紀にわたり横ばい＝福利・労働安定に追い付かない
 - ③ 一方的「合理化」反対、政府施策による港湾へのしわ寄せに抗う
 - ☆ 労使協議(21年協定)、一方的「合理化」反対(22年協定)
 - ☆ 「脱炭素化」政策による港湾への負の影響を除く取り組み
 - ④ 憲法改悪反対「港湾の兵站基地化」反対
 - ☆ 拡大する「特定利用港湾(33港)」の影響を労使が精査すべき
- 背景資本に迫る運動が鍵/「官製春闘」で「格差拡大」/産別のたたかいが道を拓く

春闘で獲得したものの、課題と解決への視点 ①

協定第1項 良好な労使関係の再構築の推進

○ 上告した事件に関し…日港協は司法の判断に沿って適正に対処し、対処に当たっては**良好な産別労使関係の再構築をめざし労使政策委員会に於いて真摯に協議**を行ったうえで対処する。

☆ 最高裁判決をもって終結し、産別労使関係の再構築を主張し続けた。裁判を継続させない

☆ 労使政策委員会・中央港湾団交で「司法判断への対処を協議し」決着をつけることが大事

協定第2項(1) 賃金引き上げに関する課題について

○ ガイドラインや国交省との連名文書を活用し労務コストを含む適正な原価計算に基づく適正料金確保の促進を図る。…日港協加盟店社が「**経済界においては賃金引き上げが当然のように叫ばれている**」ことを十分に考慮して賃金要求に**誠実に応えることを牽引・後押し**する。

☆ 取り適法・ガイドラインはユーザーへの罰則はないという弱点はあるが利用はできる。

☆ 労務コストを含む適正な原価計算に基づく適正料金の確保を促進するとの確認は重要で、賃上げが当然のように叫ばれていると認識は、その後の賃上げ交渉でも活かせるものである。

春闘で獲得したものの、課題と解決への視点 ②

協定第3項 労働時間短縮と時間外労働の規制について

- (1)港運労使は、週休二日制は日本社会に定着している労働条件であり、**人員確保・労働環境整備の必須の要件**であるとの認識を共有する。
- (2)週休二日制の実施状況について、**26年9月末までに調査**を行う…結果を踏まえ…週休二日制の実施に向けて努力する。

☆ 「**完全週休二日制**」に関する認識、実態に差があった。制度の定着の認識は共有できたが、「**完全週休二日制**」に踏み込むことはできなかった。あらためて期限を切って調査を行い検討することとなった。 * 所謂5.9協定の全港・全職種適用/土曜休暇の撤廃

☆ 労働時間短縮の観点から、調査によって労働環境整備に踏み出す土台ができた。

☆ 多くの元請事業者が**完全週休二日制**が導入されていないこと、人員不足の深刻さにより**土曜・日曜・夜荷役**ができない港が生まれている。**完全週休二日制**の実施は待ったなし。

☆ **日曜休日取得ガイドライン(24春闘協定)**は履行されていますか？

26春闘で獲得したもの、課題と解決への視点 ③

協定第4項 港湾労働諸拠出金について *レジュメP4参照

- (1) 港湾福利厚生の拡充について
 - ① 日港協・労働組合・日港福の三者による専門委員会の設置を再確認(25春闘)する。
 - ② …実態(施設老朽化・経営状況・労働環境など)を把握する…福利厚生^{の拡充を図るため}、
財政面も含め今後必要な措置を精力的に検討する。*③として月1回を確認
- (2) 安定協会の行う諸制度の改訂については専門委員会を立ち上げ継続協議する。
- ☆ 協定のお題「保障基金制度の拡充」を「港湾労働諸拠出金」
⇒基金引上げが不可欠が組合の認識
- ☆ 要求のポイントは「基金の引上げ」⇔日港協は「引上げありき」と抵抗
⇒「財政面も含め」を書き込む
- ☆ 25春闘協定が土台＝専門委員会設置・実態把握
- ☆ 福利施設に働く仲間の労働条件向上も視野に入れることの重要性
- ☆ 第1回委員会での確認＝名称・任務・仕組みの共有・実態把握(ヒヤリング)・テンポ

26春闘で獲得したものの、課題と解決への視点 ④

協定第5項 安全・衛生対策について

- (1) 日港協は港湾貨物運送事業労働災害防止協会(港湾災防)との連絡・協議体制の確立を図り…安全衛生対策の向上を図る
- (2) 専門委員会は…具体策を検討する。そのために…港湾災防の協力も得て、その知見を積極的に活かすこととする。
- ☆ はじめて港湾災防との連携を確認した(組合代表も参与)
年次計画で災害ゼロ運動、災害事例と対策、PR活動を取り組んでいる組織
- ☆ 熱中症・雷雨(豪雨)・危険品荷役・など必要な対策が多岐に亙る
- ☆ 安全専門委員会で対応に、科学的知見・具体的対策事例に学ぶ要件を付加して対策を充実
- ☆ 委員会の頻度を高める＝ワーキンググループの稼働を促進していく
- ☆ 既存の協定(産別協定第10章51～58条)
 - ・ 労使同数の安全パトロール＝職場の立ち入り事由/作業中止もできる
 - ・ コンテナ船多段積対策
- ☆ 安全対策は職場活動の第一要件ともいえるのではないか

26春闘で獲得したもの、課題と解決への視点 ⑤

協定第6項(2) 特定利用港湾に係る課題について

- 特定利用港湾に関し、港湾運送事業への影響などについて防衛省・自衛隊・海上保安庁など関係行政に港運労使への説明会の開催を求め、港湾施設の利用に際しては、港湾運送事業に影響を与えないよう必要な対策を港運労使で要請する。
- なお、…港湾労働者の生命と安全確保に資するものとする。
- ☆ 23年労使議事確認: 平和を希求する思いは業側も全く同感であり、異論の余地はなく、港湾労働者の安全・安心の確保は労使共通の願いである

協定第6項(3) 適正料金プロジェクトチーム(料金P/T)の取り組み

- …改正下請法に伴う「ガイドライン」の周知徹底を図るよう引き続き取り組む。
- 内航フィーダーの料金問題…適正料金收受の促進を促す…問題解決に向けて国交省と協議を行う
- ☆ 外航船社のサービスの延長の側面
- ☆ 同じ作業でなぜ「安くなる？」既存の協定(産別協定第10章51～58条)

- ⇒ 春闘で獲得したもの、課題と解決に向かう視点について、評価・検討してください。
- ⇒ 要求が職場の思いと一致するか、職場の問題と一致しているか など

26春闘を通じて組合組織は強化できたか

たたかいの中で組織は鍛えられる/スト権なしの労働協約(交渉)は集团的物乞い以外の何物でもない

1. 旺盛な戦術論議⇒スローダウン戦術の提起も

- ① スローダウン(安全の徹底などで仕事を遅らせる)=船社にストレートに当たる戦術
- ② 評価:○職場・地域で真剣な議論が行われて提起された意味の大切さ
○ストライキ行動の「選択肢を広げた」
○どんな戦術も職場の理解と支えがなければ敢行できない

2. 中央港湾団交と各職場の運動が相乗効果を上げたか

- ① 職場の賃上げなどのたたかいを支える「産別スト権」体制
- ② (4/15)基本合意～基本合意2項の履行を求める運動～(4月28日)妥結の意味

3. 組合員の皆さんの「納得と理解」が得られたか

2回のリモート集会と地区統一決起集会/HPでの教宣/団交速報

4. 「ストライキ」でたたかうことの今日的意義

*産別だからこそストの有効性がある

結び：港湾産別の歴史に学び、前進を

- ① 一致する**要求で団結し、統一行動を組織**したこと
- ② 相互の**意見と組織の実情を理解し尊重し合った**こと
- ③ **地域の運動が産別運動を育てた**こと

頑張りましょう！
ありがとうございました

資料編産別協定(抜粋)

第7条(職域・業域及び就労) 港湾を通過するすべての貨物の荷役作業及びこれに前後した関連作業は、すべて港湾運送事業者の業域ならびに港湾労働者の職域とする。

第8条(雇用の安定と拡大) 港湾労働者の雇用と就労の確保は、港湾運送事業の安定経営の最重要課題として認識し、日港協及びその傘下企業は最大限努力しこれを実施する。

同第1項 港湾運送事業の規制緩和に対しては反対する。

第9条(事前協議制度) 輸送体制並びに荷役手段の形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する。…なお、産別労使協定である事前協議制度等に対する不当な圧力、介入に対しては反対する。

第24条(所定内労働時間) 港湾労働者の1日の所定内労働時間は、8時間拘束(休憩1時間以上)、実働7時間とする。

第26条(時間外労働) 時間外労働は月間45時間以内とする。

同第2項 深夜労働は、一人月間3回を限度とする。

第29条(週休二日制/所謂「5.9協定」) 週休二日制に係る各地区、業種の取り扱いは次の通りとする。

同第1項 六大港の船内・船側沿岸については次の通りとする。(1)その週に祝日のない土曜日は土曜休日とする。(2)その週に祝日のある土曜日は土曜休暇とする。

同第2項 六大港の船内・船側沿岸以外については…準じてkン系労使で協議する。

同第3項 地方港の週休二日制については、現行協定の中で4週6休以上の実現を目標として引き続き協議する。